

改訂（令和8年1月）	現行（最終改訂：令和7年10月）
23 ページ	23 ページ
<p>なお、双方の合意がある場合は、書面交付による手続きに代えて国土交通省令で定める情報通信の技術を利用した措置※を講ずることができます。</p> <p>※情報通信の技術を利用して、(1)指置（電磁的措置）を講ずる場合の留意事項</p> <p>(1) 採用する電磁的措置の種類及び内容について相手方の承諾を得ること（令第5条の5） 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（見読性の確保）</p> <p>(2) 採用する電磁的措置が、以下の基準を満たすものであること（規則13条の4） 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（見読性の確保）</p> <p>二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること（原本性の確保）</p> <p>三 当該契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていること（本人性の確保）</p> <p>（参考）『建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン』における原本性の確保に必要な措置 ①公開暗号方式による電子署名 ②電子的な証明書の添付 ③電磁的記録等の保存</p> <p>注文書及び請書による建設工事の請負契約を締結する場合において、以下の全ての要件を満たすときは、押印がなくても違反とは解釈されません。</p> <p>(1)注文書・請書・基本契約書に契約の当事者として(2)注文者及び請負者が、(3)基本契約書の締結時に、(4)見積書が作成されたときは、当該見積書又はその写し</p> <p>(5) (4)の見積書の内容に関する打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る）</p> <p>（参考）『建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン』における原本性の確保に必要な措置 ①公開暗号方式による電子署名 ②電子的な証明書の添付 ③電磁的記録等の保存</p>	<p>なお、双方の合意がある場合は、書面交付による手続きに代えて国土交通省令で定める情報通信の技術を利用した措置※を講ずることができます。</p> <p>※情報通信の技術を利用した措置（電磁的措置）を講ずる場合の留意事項</p> <p>(1) 採用する電磁的措置の種類及び内容について相手方の承諾を得ること（令第5条の5） 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（見読性の確保）</p> <p>(2) 採用する電磁的措置が、以下の基準を満たすものであること（規則13条の4） 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（見読性の確保）</p> <p>二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること（原本性の確保）</p> <p>三 当該契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていること（本人性の確保）</p> <p>（参考）『建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン』における原本性の確保に必要な措置 ①公開暗号方式による電子署名 ②電子的な証明書の添付 ③電磁的記録等の保存</p>
41 ページ	41 ページ
<p>■営業に関する図書※</p> <p>保存期間は当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間（規則第28条第2項）</p> <p>1. 営業に関する図書とは次に掲げるものをいいます。（施行規則第26条第5項）</p> <p>(1) 完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）</p> <p>(2) 発注者との打ち合わせ記録</p> <p>（工事内容に関するものであって、請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）</p> <p>(3) 施工体系図（法令上、作成義務のある工事に限る。）</p> <p>(4) 見積書が作成されたときは、当該見積書又はその写し</p> <p>(5) (4)の見積書の内容に関する打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る）</p> <p>※「営業に関する図書」の保存義務は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（元請業者）が対象です。</p>	<p>■営業に関する図書※</p> <p>保存期間は当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間（規則第28条第2項）</p> <p>1. 営業に関する図書とは次に掲げるものをいいます。（施行規則第26条第5項）</p> <p>(1) 完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）</p> <p>(2) 発注者との打ち合わせ記録</p> <p>（工事内容に関するものであって、請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）</p> <p>(3) 施工体系図（法令上、作成義務のある工事に限る。）</p> <p>※「営業に関する図書」の保存義務は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（元請業者）が対象です。</p>
47 ページ	47 ページ